

## 見積書作成に係る条件について

### 1 基本的条件

見積りには県及び兵庫県警察間の連携に必要なシステム開発経費を見積ることとするが、県内自治体が参画した場合の経費を参考として記載すること。

なお、県内自治体参画時の経費は総額には入れないこととする。

### 2 形式

様式 12 によること。

### 3 所要経費の明細表

適宜の様式可。ただし、様式 12 の所要経費内訳表との対応表を明らかにするとともに各項目の所要経費に含まれるサービス等の内容を明記しておくこと。

### 4 その他の条件

- (1) 既存システムとの連携について、必要に応じて運用業者に検証を委託することとし、これに発生した一切の費用は、当選者が負担するものとして見積る。
- (2) 当該ソフトを導入するために行う開発（カスタマイズ）経費の一切を含めて見積ること。
- (3) 仕様で触れられている事項について、追加発生費用の請求は一切認めない。
- (4) これらの条件以外の条件を付す場合は、別途記載すること。